

第 I 部 第 2 章 発明の単一性の要件

1. 発明の単一性	1
1.1 発明の単一性の規定の趣旨	1
1.2 発明の単一性の要件の条文の説明	1
2. 発明の単一性の判断の基本的な考え方	2
2.1 発明の単一性の判断対象	2
2.2 基本的な考え方	2
3. 発明の単一性の判断類型	3
3.1 基本的な判断類型	3
3.1.1 同一の特別な技術的特徴を有する場合	3
3.1.2 対応する特別な技術的特徴を有する場合	4
3.2 特定の関係にある場合の判断類型	4
3.2.1 物とその物を生産する方法、物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物	4
3.2.2 物とその物を使用する方法、物とその物の特定の性質を専ら利用する物	5
3.2.3 物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物	7
3.2.4 方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物	8
3.3 マーカッシュ形式	9
3.4 中間体と最終生成物	10
4. 審査の進め方	10
5. 発明の単一性に関する事例集	13

第2章 発明の単一性の要件

特許法第 37 条

二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願することができる。

特許法施行規則第 25 条の 8

特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

(説明)

特許法第 37 条及び特許法施行規則第 25 条の 8 は、発明の単一性の要件を定める特許協力条約に基づく規則の第 13 規則(以下、「PCT 第 13 規則」という。)の規定振りを参考に規定したものである。

1. 発明の単一性

1.1 発明の単一性の規定の趣旨

発明の単一性の趣旨は、相互に技術的に密接に関連した発明について、それらを一つの願書で出願できるものとすることによって、出願人、第三者及び特許庁の便宜上の要請に応えることにあり、特許法第 37 条がその要件を定めている。すなわち、特許法第 37 条は、別出願ともなし得る異なる二以上の発明について、一の願書で出願できる場合を規定するものである。

1.2 発明の単一性の要件の条文の説明

(1) 特許法第 37 条

第 37 条は、二以上の発明が発明の単一性の要件を満たす場合には、これらの発明を一の願書で特許出願できる旨を規定したものである。そして、その要件として、二以上の発明が一定の「技術的関係」を有すべきことを規定し、「技術的関係」の具体的要件については、経済産業省令(施行規則第 25 条の 8)に委任している。

(2) 特許法施行規則第 25 条の 8 第 1 項

施行規則第 25 条の 8 第 1 項は、「技術的関係」を、二以上の発明が「単一の一般的発明概念を形成するように連関している」技術的関係と規定している。

ここで、「単一の一般的発明概念」とは PCT 第 13 規則で規定された「a single general inventive concept」に対応するものである。

この項は、さらに、「単一の一般的発明概念を形成するように連関している」技術的関係について、「二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有している」ことによ

り形成されると規定している。これは、二以上の発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係にあるかどうかは、これらの発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているかどうかで判断することを示すものである。

(3) 特許法施行規則第 25 条の 8 第 2 項

施行規則第 25 条の 8 第 2 項では、同条第 1 項の「特別な技術的特徴」とは「発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう」と規定している。これは、「技術的特徴」が「特別」であるためには、この「技術的特徴」によって発明の「先行技術に対する貢献」がもたらされるものでなければならないことを意味する。

ここで、「技術的特徴」は、出願人が発明を特定するために必要な事項として請求項に記載した事項（発明特定事項）のうち、発明を技術的に特定する事項に基づいて把握する。

また、発明の「先行技術に対する貢献」とは、先行技術との対比において発明が有する技術上の意義をいう。

(4) 特許法施行規則第 25 条の 8 第 3 項

施行規則第 25 条の 8 第 3 項は、上記の発明の単一性の判断を、発明が個別の請求項に記載されているか単一の請求項内に択一的な形式で記載されているかに関係なく行うことを明確にするものである。

2. 発明の単一性の判断の基本的な考え方

2.1 発明の単一性の判断対象

発明の単一性の要件は、特許請求の範囲に記載された発明どうしの関係で判断する。

通常は、「請求項に係る発明」どうしの関係で判断する。

一の請求項において発明特定事項が形式上又は事実上の選択肢（以下、「選択肢」という。）で表現されている場合には、各選択肢どうしの関係についても発明の単一性を判断する。

2.2 基本的な考え方

発明の単一性は、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているかどうかで判断する。すなわち、一の発明の一の特別な技術的特徴に対し、その他の全ての発明のそれぞれの特別な技術的特徴が同一の又は対応するものであるかどうかで判断する（注 1、2）。ここで、特別な技術的特徴が「同一」の場合と「対応する」場合とを峻別する必要はなく、いずれともいえる場合がある。

（注1）「特別な技術的特徴が同一の又は対応するもの」であるか否かは実質的に判断するものとし、単なる表現上の異同にとらわれないよう留意する。

（注2）二以上の発明が「特別な技術的特徴が対応するもの」であるとされる例には、特定構造のねじ山を有するボルトとナットなどがある。

具体的には、次のように判断する。

まず、明細書、特許請求の範囲及び図面（以下、「明細書等」という。）の記載並びに出願時の技術常識に基づいて、それぞれの発明の「特別な技術的特徴」を把握し、これらの「特別な技術的特

徴」が同一の又は対応するものであるかどうかを判断する。同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在しないときは発明の単一性の要件を満たさない。

上記の判断により発明の単一性の要件を満たすとされる場合でも、「特別な技術的特徴」としたものが、先行技術の中に発見された場合など、発明の先行技術に対する貢献をもたらすものでないことが明らかとなった場合(注3)には、ほかに同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在しない限り、事後的に発明の単一性の要件を満たさなくなる。

(注3) 「発明の先行技術に対する貢献をもたらすものでないことが明らかとなった場合」とは、「特別な技術的特徴」とされたものが先行技術の中に発見された場合のほか、一の先行技術に対する周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではない場合や、単なる設計変更であった場合が含まれる。ここで、「先行技術」とは特許法第29条第1項各号に該当する発明を意味し、出願時に公開されていないものは含まない。

3. 発明の単一性の判断類型

以下に発明の単一性の判断類型を示す。これらの判断類型では、典型的な場合について、発明の単一性の考え方を上記の基本的な考え方に基づいて具体的に示した(注)。

なお、判断類型中の事例では、請求項に係る発明は先行技術に対する貢献をもたらす技術的特徴を含むことを前提として説明している。

(注) 一の判断類型だけではなく、複数の判断類型に同時に当てはまることもある。

3.1 基本的な判断類型

3.1.1 同一の特別な技術的特徴を有する場合

二以上の発明が、同一の特別な技術的特徴を有している場合は、発明の単一性の要件を満たす。

例1：

請求項1：高分子化合物A(酸素バリアー性のよい透明物質)

請求項2：高分子化合物Aからなる食品包装容器

(説明)

高分子化合物Aが先行技術に対する貢献をもたらすから、請求項1及び2は同一の特別な技術的特徴を有する。

例2：

請求項1：光源からの照明光を一部遮光する照明方法

請求項2：光源と照明光を一部遮光する遮光部を備えた照明装置

(説明)

照明光を一部遮光する点が先行技術に対する貢献をもたらすから、請求項1及び2は同一の特別な技術的特徴を有する。

3.1.2 対応する特別な技術的特徴を有する場合

二以上の発明間で、先行技術との対比において発明が有する技術上の意義が共通若しくは密接に関連している場合又は特別な技術的特徴が相補的に関連している場合は、それぞれの発明が対応する特別な技術的特徴を有しているといえるから、発明の単一性の要件を満たす。

例 1 :

請求項 1 : 窒化ケイ素に炭化チタンを添加してなる導電性セラミックス

請求項 2 : 窒化ケイ素に窒化チタンを添加してなる導電性セラミックス

(説明)

発明全体としてみれば、請求項 1、2 の特別な技術的特徴は、それぞれ、炭化チタン、窒化チタンであり、両者は窒化ケイ素からなるセラミックスに導電性を付与する点で、先行技術との対比において発明が有する技術上の意義が共通している。なお、この例で、先行技術との対比において技術上の意義が共通、又は密接に関連していると言えなくなった場合は、発明の単一性の要件を満たさない。

例 2 :

請求項 1 : 映像信号を通す時間軸伸長器を備えた送信機

請求項 2 : 受信した映像信号を通す時間軸圧縮器を備えた受信機

請求項 3 : 映像信号を通す時間軸伸長器を備えた送信機と、受信した映像信号を通す時間軸圧縮器を備えた受信機とを有する映像信号の伝送装置

(説明)

請求項 1、2 の特別な技術的特徴は、それぞれ、時間軸伸長器を備えること、時間軸圧縮器を備えることであるが、両者の機能は、それぞれ、時間軸を伸長し映像信号を送信すること、時間軸を圧縮し映像信号を受信することであり、両者は相補的に関連している。また、請求項 3 は、請求項 1、2 の特別な技術的特徴である時間軸伸長器と時間軸圧縮器の双方を含むものであり、請求項 1、2 に係る発明と密接に関連している。

3.2 特定の関係にある場合の判断類型

3.2.1 物とその物を生産する方法、物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物

「物を生産する方法や、物を生産する機械、器具、装置、その他の物」(以下、「生産方法又は生産装置等」という。)が、「物」の生産に適している場合は発明の単一性の要件を満たす。

「生産方法又は生産装置等」が「物」の生産に「適している」とは、例えば、「生産方法又は生産装置等」の特別な技術的特徴により、原材料から「物」の特別な技術的特徴(その「物」自体の場合を含む)への変化が必然的にもたらされることをいう。

この場合、「生産方法又は生産装置等」の特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は、その「物」の特別な技術的特徴をもたらすことであるから、それぞれの特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は密接に関連しており、両者は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

なお、「生産方法又は生産装置等」により、その「物」以外の物も生産される場合であっても、その

「物」の生産に適しているものであれば発明の単一性の要件は満たされる。

ここで、「物を生産する機械、器具、装置、その他の物」における「その他の物」には、触媒、微生物など、他の原料、被加工体などに作用してそれに変化を生じさせ生産物を得るものすべてが含まれ、機械、器具、装置に限定されない。

例1 :

請求項1 : 下部に拡大球根部を設けた基礎ぐい

請求項2 : 爆薬の爆破により地中に空洞を形成した後、その内部にコンクリート材料を流し込む拡大球根部の造成方法

(説明)

請求項2の特別な技術的特徴である、爆薬の爆発により地中に空洞を形成した後、その内部にコンクリート材料を流し込む工程は、請求項1の特別な技術的特徴である拡大球根部を必然的にもたらすものであるから、請求項2の造成方法は請求項1の基礎ぐいの生産に適している。

例2 :

請求項1 : 特定構造のクラッチ板

請求項2 : 特定構造の摩擦板の製法

(説明)

請求項2の製法は、請求項1の特別な技術的特徴である特定構造部分を必然的にもたらすものであるから、請求項2の製法は請求項1のクラッチ板の生産に適している。

例3 :

請求項1 : チタン合金Xからなるメガネフレーム

請求項2 : 窒化物Yをコーティングしたチタン合金Xからなるメガネフレーム

請求項3 : チタン合金Xを一体成形するメガネフレームの製法

請求項4 : チタン合金Xを一体成形した後窒化物Yを蒸着するメガネフレームの製法

(説明)

請求項1、2の特別な技術的特徴はチタン合金Xからなるメガネフレームである。そして、請求項3、4の製法は、請求項1、2の特別な技術的特徴であるチタン合金Xからなるメガネフレームを必然的にもたらすものである。したがって、請求項3、4の製法は請求項1、2のメガネフレームの生産に適している。

3.2.2 物とその物を使用する方法、物とその物の特定の性質を専ら利用する物

「物を使用する方法」が「物」の使用に適している場合、発明の単一性の要件を満たす。

「物を使用する方法」が「物」の使用に「適している」とは、例えば、「物を使用する方法」の特別な技術的特徴が、「物」の特別な技術的特徴の特有な性質・機能を使用していることをいう。

この場合、「物を使用する方法」の特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は、その「物」の特別な技術的特徴の特有な性質・機能を使用することであるから、それぞれの特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は密接に関連しており、両者は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

「物の特定の性質を専ら利用する物」の特別な技術的特徴が「物」の特別な技術的特徴の特定の性質を専ら利用している場合、発明の単一性の要件を満たす。

この場合、「物の特定の性質を専ら利用する物」の特別な技術的特徴のみならず、発明の先行技術に対する貢献は、その「物」の特別な技術的特徴の特定の性質を専ら利用することであるから、それぞれの特別な技術的特徴のみならず、発明の先行技術に対する貢献は密接に関連しており、両者は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

例1 :

- 請求項1 : 物質A
- 請求項2 : 物質Aによる殺虫方法

(説明)

請求項2の殺虫方法は、請求項1の物質Aの殺虫性という特有の性質を使用しているものであるから、請求項2の殺虫方法は、請求項1の物質Aを使用することに適している。

例2 :

- 請求項1 : 物質A
- 請求項2 : 物質Aからなる除草剤

(説明)

請求項2の特別な技術的特徴である物質Aからなる除草剤は、請求項1の物質Aの除草性という特定の性質を専ら利用しているものである(注)。

(注) 請求項2の特別な技術的特徴は物質Aと把握することも可能であり、このように把握した場合には、請求項1、2は3.1.1で示した同一の特別な技術的特徴を有する関係にあるともいえる。

例3 :

- 請求項1 : 化合物A(化合物Bの中間体として有用)
- 請求項2 : 化合物Aを他の化合物と反応させて化合物Bを製造する方法
- 請求項3 : 化合物Aの製造方法

(説明)

請求項2の製造方法は、請求項1の化合物Aの、他の化合物と反応させることで化合物Bをもたらすという特有の性質を利用したものであるから、請求項2の製造方法は、請求項1の化合物Aの使用に適している。また、請求項3の製造方法は請求項1の化合物Aの生産に適したものである。したがって、請求項1乃至3は発明の単一性の要件を満たす。

例4 :

- 請求項1 : ポリヌクレオチドXを含む組換え微生物
- 請求項2 : ポリヌクレオチドX
- 請求項3 : ポリヌクレオチドXを含む組換え微生物を培養してポリペプチドAを製造する方法

(説明)

請求項1、2の特別な技術的特徴はポリヌクレオチドXであり共通している。

請求項3の製造方法は、ポリヌクレオチドXのポリペプチドA生成機能という特有の性質を使用しているものであるから、請求項3の製造方法は請求項1、2のポリヌクレオチドXの使用に適している。

例5 :

- 請求項1 : 混合室に対して接線方向の燃料入口を備えた燃料バーナーA
- 請求項2 : 燃料バーナーAの混合室に対して燃料を接線方向に流入させる工程を含むカーボンブラックの製造方法
- 請求項3 : 混合室に対し接線方向の燃料入口を形成する工程を含む燃料バーナーAの製造方法

(説明)

請求項2のカーボンブラックの製造方法は、請求項1の特別な技術的特徴である混合室に対して接線方向の燃料入口の特有の機能を利用しているものであるから、請求項2のカーボンブラックの製造方法は、請求項1の燃料バーナーAの使用に適しているものである。また、請求項3の燃料バーナーAの製造方法は、請求項1の特別な技術的特徴である混合室に対して接線方向の燃料入口を必然的にもたらしているものであるから、請求項3の燃料バーナーAの製造方法は請求項1の燃料バーナーAの製造に適している。したがって、請求項1乃至3は発明の単一性の要件を満たす。

3.2.3 物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物

「物を取り扱う方法や、物を取り扱う物」(以下「取り扱い方法又は取り扱う物」という。)が「物」の取り扱いに適している場合、発明の単一性の要件を満たす。

「取り扱い方法又は取り扱う物」が「物」の取り扱いに「適している」とは、例えば、「取り扱い方法又は取り扱う物」の特別な技術的特徴が、「物」の特別な技術的特徴に対して外的な作用を施すことにより機能を必然的に維持又は発揮させ、基本的にはその「物」を本質的に変化させないことをいう。

この場合、「取り扱い方法又は取り扱う物」の特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は、その「物」の特別な技術的特徴の機能を必然的に維持又は発揮させることであるから、それぞれの特別な技術的特徴のもたらす、発明の先行技術に対する貢献は密接に関連しており、両者は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

その「物」以外の物の取り扱いにも適用可能な場合であっても、その「物」の取り扱いに適しているものであれば発明の単一性は満たされる。

例1 :

- 請求項1 : 特定構造のプレハブハウス
- 請求項2 : 特定構造のプレハブハウスの収納方法

(説明)

請求項2の収納方法は、請求項1の特別な技術的特徴である特定構造に外的な作用を施すことにより、請求項1の特定構造が有する収納性改善という機能を必然的に発揮させるものであるから、請求項2の収納方法は請求項1のプレハブハウスの取り扱いに適している。

例2 :

請求項1 : 物質A

請求項2 : 物質Aを特定の圧力、温度、気体成分比率の状況下で保存する方法
(物質Aは特有の性質を有しているが、非常に不安定であり容易に分解する。)

(説明)

請求項2の保存方法は請求項1の物質Aの特有の性質を必然的に維持するものであるから、請求項2の保存方法は請求項1の物質Aの取り扱いに適している。

3.2.4 方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物

「方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物(以下、「実施に使用する装置等」という。)」が、「方法」の実施に直接使用することに適している場合、発明の単一性の要件を満たす。

「実施に使用する装置等」が「方法」の実施に直接使用することに適しているとは、例えば、「実施に使用する装置等」の特別な技術的特徴が「方法」の特別な技術的特徴の実施に直接使用されることをいう。

この場合、「実施に使用する装置等」の特別な技術的特徴もたらず、発明の先行技術に対する貢献は、その「方法」の発明の特別な技術的特徴を実施することであるから、それぞれの特別な技術的特徴のもたらず、発明の先行技術に対する貢献は密接に関連しており、両者は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

その「方法」以外の方法の実施に直接使用できる場合であっても、その「方法」の実施に直接使用することに適しているものであれば発明の単一性の要件は満たされる。

また、「物の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物」における「その他の物」は、装置類に限定されず、それ以外の触媒、微生物、原料、被加工体など、方法の実施に直接使用するものは全て含まれる。

例1 :

請求項1 : セメントに氷の細粒を骨材と共に混入し、型に流し込むコンクリート製品の製法

請求項2 : 氷の破碎部及び破碎された氷とセメント、骨材とを混合する混合部とを有する特定構造の装置

(説明)

請求項2の装置は、請求項1の特別な技術的特徴である、セメントに氷の細粒と骨材を共に混入する方法の実施に直接使用されるものであるから、請求項2の装置は請求項1の製法の実施に直接使用することに適している。

例2 :

請求項1 : 特定の手順よりなる水深測定方法

請求項2 : 特定構造を有する対象物距離測定装置

(説明)

請求項2の装置は請求項1の方法の実施に以外にも使用できるものであるが、請求項1の特別な技術的特徴である特定手順からなる水深測定方法を方法の実施に直接使用される

ものであるから、請求項1の方法の実施に直接使用することに適したものである。

例3：

- 請求項1： 中間体Aを酸化することによる最終生成物Zの製造法
- 請求項2： 化合物Xと化合物Yを反応させて中間体Aを製造し中間体Aを酸化することによる最終生成物Zの製造法
- 請求項3： 中間体A

(説明)

請求項1、2の特別な技術的特徴は、中間体Aを酸化することにより最終生成物Zを製造する工程であり、共通している。

請求項3の中間体Aは、請求項1、2の特別な技術的特徴である上記工程の実施に直接使用されるものであるから、請求項3の中間体Aは請求項1、2の製造方法に直接使用することに適している。

3.3 マーカッシュ形式

請求項がマーカッシュ形式で記載されている場合にも、各選択肢間で、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているか否かで、請求項内の単一性が判断される。

特に、マーカッシュ形式で記載された請求項が化合物の択一的記載である場合、以下の要件(i)及び(ii)が満たされれば、各選択肢は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有する関係にある。

(i)すべての選択肢が共通の性質又は活性を有しており、

かつ、

(ii)(a)共通の化学構造が存在する、すなわちすべての選択肢が重要な化学構造要素を共有している、

又は、

(b)共通の化学構造が判断基準にならない場合、すべての選択肢が、その発明の属する技術分野において一群のものとして認識される化学物質群に属する。

上記(ii)(a)の「すべての選択肢が重要な化学構造要素を共有している」とは、複数の化学物質が、その化学構造の大きな部分を占める共通した化学構造を有しているような場合をいい、また化学物質がその化学構造のわずかな部分しか共有しない場合においては、その共有されている化学構造が従来技術からみて構造的に顕著な部分を構成する場合をいう。化学構造要素は一つの部分のことも、互いに連関した個々の部分の組合せのこともある。

なお、マーカッシュ形式の選択肢の場合において、マーカッシュ選択肢の少なくとも一つが先行技術の中に発見された場合などは、発明の単一性の要件を満たすかどうか再考する。

上記(ii)(b)の「一群のものとして認識される化学物質群」とは、請求項に係る発明の下で同じように作用するであろうことが、その技術分野における知識から予想される化学物質群をいう。言い換えると、この化学物質群に属する各化学物質を互いに入れ換えても同等の結果が得られる、ということである。

3.4 中間体と最終生成物

中間体に関する発明と最終生成物に関する発明とが単一性を満たすためには、以下の要件(a)及び(b)が満たされなければならない。

- (a) 中間体と最終生成物が同一又は技術的に密接に関連している新規な構造要素を有する、すなわち、
- (i) 中間体と最終生成物の化学構造において先行技術の中には発見されないような基本骨格が共通している、
- 又は、
- (ii) 両物質の化学構造が技術的に相互に密接に関連している。

(b) 中間体と最終生成物の間に技術的な相互関連性がある、すなわち、最終生成物が、中間体から直接製造される、又は、同一の主要な構造要素を含む少数の別の先行技術の中には発見されないような中間体を経て製造される。

構造が不明な場合でも、中間体と最終生成物が単一性を満たすことがある。例えば、構造が明らかでない中間体と構造が不明な最終生成物、又は、構造が不明な中間体と構造が不明な最終生成物が単一性を満たすことがある。

このような場合に単一性を満たすためには、例えば、中間体が最終生成物と同一の主要な構造要素を含んでいる、又は、中間体が最終生成物に主要な構造要素を組み込むというように、中間体と最終生成物の構造が技術的に相互に密接に関連していることを示す十分な証拠がなければならない。

一つの最終生成物の製造のための異なるプロセスで使用される別々の中間体に同一の主要な構造要素がある場合には、最終生成物及び別々の中間体に関する発明は、主要な構造要素が同一の又は対応する特別な技術的特徴であるため、単一性を満たす。

中間体及び最終生成物が共に化合物の群を成すように請求項に記載されている場合、各中間体化合物は請求項に係る最終生成物のうちの一つの化合物に対応していなければならない。ただし、最終生成物のいくつかは中間体の群の中に対応する化合物がない場合もあるので、二つの群は完全に一致する必要はない。

最終生成物を製造するために使用されることに加えて、中間体が他の効果を有したり又は他の活性を示すことは、単一性の判断に影響を及ぼすものではない。

4. 審査の進め方

(1) 請求の範囲の最初に記載されている発明との関係で発明の単一性を判断する。発明の単一性の要件を満たす請求項については、通常の審査を行う（一の請求項内で発明の単一性の要件を満たさない場合は、請求項内の最初の選択肢との関係で単一性の要件を満たす範囲について、通常の審査を行う）。

(2) 発明の単一性の要件が独立形式請求項の間で満たされている場合、独立形式請求項に係る発明には、特別な技術的特徴が存在しているので、それらを引用する引用形式請求項に係る発明にも、通常同一の特別な技術的特徴が存在しており、引用形式請求項によって

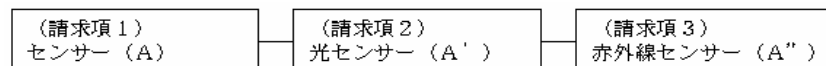
単一性の欠如の問題を生ずることは少ないと考えられる。したがって、通常、まず独立形式請求項どうしの対比で発明の単一性の有無を判断するのが効率的である。

しかし、例えば、カテゴリーの異なる請求項を引用する引用形式請求項のように、発明の単一性の判断に影響するものもあり得るので、そのような引用形式請求項については注意を要する。

(3) 他の請求項のすべての発明特定事項を含む同一カテゴリーの請求項(形式的に引用形式であるか独立形式であるかを問わない)が直列的な従属系列(注1)を形成している範囲では、まとめて先行技術調査・審査するのが合理的である場合が多い。このように先行技術調査・審査を行うことが合理的であると判断されるときには、発明の単一性を問題とせず審査を行うこととする。

(注1)直列的な従属系列の例

- 請求項1 : センサー(A)を設けたことを特徴とする特定構造の自動ドア
- 請求項2 : センサーは光センサー(A')であることである請求項1の自動ドア
- 請求項3 : 光センサーは赤外線センサー(A'')である請求項2の自動ドア

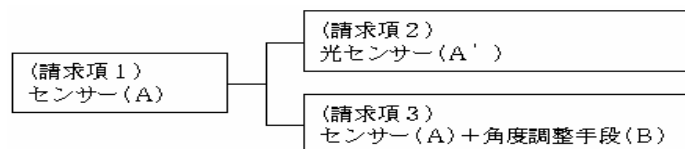


この例では、請求項1、請求項2、請求項3は、それぞれ前の請求項の全ての発明特定事項を引用しているため、直列的な従属系列を形成している。

(4) 一の独立形式請求項の従属系列が分岐している場合において、当初、分岐点の請求項に係る発明の特別な技術的特徴とされたものが、先行技術に対する貢献をもたらさないことが明らかとなった場合であっても、直列的な従属関係を形成している範囲では、まとめて先行技術調査・審査するのが合理的である場合が多い。このように先行技術調査・審査を行うことが合理的であると判断されるときには、最初の一の直列的な従属系列を形成している範囲については、発明の単一性を問題とせず審査を行うこととする。(注2)

(注1)分岐点の請求項の先行技術に対する貢献が否定される場合

- 請求項1 : センサー(A)を設けたことを特徴とする特定構造の自動ドア
- 請求項2 : センサーは光センサー(A')であることである請求項1の自動ドア
- 請求項3 : センサー(A)の取り付け角度調整手段(B)を設けた特徴とする請求項1の自動ドア



この例において、当初、請求項1の特別な技術的特徴とされたセンサー(A)の先行技術

に対する貢献が否定されたような場合であっても、最初の直列的な従属関係を形成している、請求項 1、請求項 2 をまとめて先行技術調査・審査を行うことが合理的である場合が多い。

(5) 発明の単一性の要件(第 37 条)は、拒絶理由(第 49 条)ではあるが、無効理由(第 123 条)にはされていない。これは、第 37 条が出願人、第三者及び特許庁の便宜のための規定であり、他の拒絶理由と比較すると、発明に実質的に瑕疵があるわけではなく、二以上の特許出願とすべきであったという手続き上の瑕疵があるのみであるので、そのまま特許されたとしても直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないからである。したがって、発明の単一性がない場合でも、それまでの調査結果が有効に利用できる場合等、そのまま審査を続行するのが効率的と判断されるときは、審査を続行することができる。

(6) 発明の単一性について拒絶理由を通知する際には、その理由を具体的に指摘する。